

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）に基づく法人住民税更正請求否認処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和元年10月21日付けで行った平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業年度（以下「本件事業年度」という。）に係る法人住民税（均等割額）の更正請求否認処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

請求人の休業を認めないのは理解できない。請求人には一銭の金がないのに、どうして税金を払うのか。請求人代表取締役には支払い義務はない。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年10月29日	諮問
令和2年11月26日	審議（第49回第3部会）
令和2年12月24日	審議（第50回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 東京都内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有する法人に対して課せられる道府県民税（以下「法人住民税」という。）については、均等割額及び法人税割額の合算額によるものとされている（法24条1項3号、法1条2項）。そして、当該法人については、法人税に係る申告書の提出義務がある場合、当該申告書の提出期限までに、東京都知事（以下「知事」という。）に法人住民税を申告納付しなければならないとされている（法53条1項）。また、知事は、同法人について法人住民税の申告書の提出がなかった場合においては、その調査によって申告すべき均等割額を決定するとされている（法55条2項）。
- (2) 上記(1)のとおり、東京都内に事務所等を有している法人については、その事務所等を有することが、法人住民税の課税要件となっている。ここにいう「事務所等」とは、「自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいうものであること。この場合において事務所等において行われる事業は、当該個人又は法人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行わ

れる付随的事業であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等として取り扱って差し支えないものである」とされている（地方自治法245条の4の規定による技術的助言である「地方税法の施行に関する取扱について（道府県税関係）」（平成22年4月1日付総税都第16号）第1章・第1節・6・(1)）。

- (3) 東京都内に事務所等を有する法人の法人住民税（均等割額）は、法人の区分に応じて、東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号。以下「条例」という。）200条に定める額に、法人税額の課税標準の算定期間中において事務所等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定し、この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てるとされている（法52条3項）。

2 本件処分の検討

- (1) 法人住民税（均等割額）納付義務の有無について

請求人の本店所在地は、平成23年8月1日付けの本店移転の登記以降、本件事業年度においても、東京都〇〇に所在することが認められる。請求人が処分庁に提出した異動届出書及び現況説明書の「本店又は主たる事務所の所在地」欄にも、「〇〇」と記載されていることが認められる。

本件事業年度については、法人事業概況説明書における記載から、請求人が休業期間であると主張する平成30年9月以降も断続的に売上が計上されていることが認められる。

そして、請求人は、事務所等を有していないことを示す書証を処分庁に提出していないことが認められる。

以上より、請求人は、東京都〇〇において、本件事業年度を通して継続的に事業を行っていたものと判断するのが相当である。したがって、請求人は、本件事業年度において、法人住民税（均

等割額)の課税要件である東京都内に事務所等を有する法人として、法人住民税(均等割額)の納付義務があるといえる。

(2) 法人住民税(均等割額)の算出について

請求人の資本金の額は101万円であることが認められるから、条例200条1号ホの規定より、請求人の均等割の税率は年額20,000円となる。

当該額に、本件事業年度において請求人が事務所等を保有していた月数(12月)を乗じて得た額を12で除して得た金額(20,000円 \times 12 \div 12=20,000円)が、請求人の納付すべき法人住民税均等割額となる。

したがって、請求人における本件事業年度の法人住民税均等割額を20,000円とする本件処分には、違算は認められない。

(3) 結論

上記(1)及び(2)のとおり、本件事業年度に係る法人住民税均等割額について、請求人は20,000円の納付義務を有するのであるから、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、本件事業年度は9月28日以降休業状態であることを理由に、本件処分の取消しを求めている。

たしかに、請求人は異動届出書及び現況説明書にて休業状態である旨を処分庁へ届け出ているが、実際には、上記2・(1)のとおり、請求人は継続的に事業活動を行っていたことが認められる。

したがって、請求人の主張を認めることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に

行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙(略)